

令和2年5月7日

保護者各位
本校生徒

都立南葛飾高等学校長
佐藤 幸司

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さてこの度、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを受け、都教育委員会の決定により、本校では以下のとおりこれまでの臨時休業を延長いたします。

つきましては、保護者の皆様、生徒諸君においては不安な日々を過ごしていることと思いますが、今しばらく感染症対策に万全を尽くし、健康や安全に御留意のうえ、自宅学習を続けていただきますようお願いいたします。

1 臨時休業期間

令和2年5月7日から令和2年5月31日まで臨時休業を実施する。

2 登校日

当面の間、設定しない。

3 学習

原則として、学習課題等を自宅に送付する。その他の指示については、学年・担任等を通じて行う。

4 その他

○家庭学習時においては、1日の時間割や1週間のスケジュールを決めるなど、規則正しい生活を維持して学習を進めるよう努めてください。

○学年や担任等の教員から週に1度程度連絡をするよう準備しています。生徒諸君は不要不急の外出を控えて連絡の取れるようにしてください。

○やむを得ない事情により外出する際は人の密集するところを避け、できるだけ短時間に済ませてください。また、手洗い、うがい等の感染予防を徹底してください。

○その他、保護者の皆様や生徒諸君に心配なことがあるようでしたら遠慮なく学年や担任の教員まで御相談ください。

なお、休業期間の見直しも含め登校再開日等が確定しましたら、あらためて御連絡申し上げます。教職員一同、皆さんに元気にお会いできる日を楽しみにしています。

〔問合せ先〕

都立南葛飾高等学校

全日制 副校長 大森 晴彦

定時制 副校長 柴田 元也

電話 03(3691)8476